

施設等の移管検査申請書

年 月 日

多治見市長 様

事業者 住 所
氏 名
TEL() - 担当者

次の施設を多治見市土地開発指導要綱第 11 条第 5 項に基づき市へ移管しますので
申出します。併せて同施設の検査をお願いします。

開 発 事 業 名	
所 在 地	多治見市
施 設 の 名 称	道路・水路・沈砂池・調整池・公園・児童遊園・ 緑地法面・集会所・下水道施設・防火水槽・その 他()
協 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
市 の 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号

○共通事項

- 道路(交通安全施設を含む。)・水路の場合(検査済証交付1年後)……道路河川課

- 沈砂池、調整池の場合(検査済証交付2年後).....道路河川課

- 公園、児童遊園、広場の場合(検査済証交付1年後)……………緑化公園課

- 1 現況平面図【検査終了後の現況平面図(上下水道管の配管系等の標示共)】
＜A 3 原図 1 枚 縮尺別途指示＞
- 2 公園、児童遊園、広場の区域丈量図【上記平面図内に丈量する】
＜登記面積と合致させる。＞
- 3 地形別丈量図【平地面積(管理上草取りを要する面積)、法面積(切土、盛土及び芝張り部、管理上草刈りを要する面積)の丈量図を作成する。】
＜A 3 原図 1 枚＞
- 4 公図(字絵図)【公園、児童遊園、広場敷地の公図 1/1,000 を作成】
＜A 3 原図 1 枚＞
- 5 施設調査【構造、規模、数量、建築面積及び敷地面積を詳細に調査して、上記 1 の図面及び公園、児童遊園、広場の台帳に一覧表で記入する。】
- 6 植樹調査【樹種、数量を調査して上記 1 の図面内に一覧表で記入する。】
- 7 電柱・支線外灯調査【公園、児童遊園、広場、地内に設置されているものについて、電柱番号、支線及び外灯については引込電柱の番号、外灯のワット数について調査する。】

ト数(メーター、定額制の別)を調査して公園、児童遊園、広場の台帳に記入する。】

8 写真【公園、児童遊園、広場の全景及び主要施設(カラー、A3台紙に貼付1部)】

9 公園、児童遊園、広場の台帳 【電磁的記録(電子的方式磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により提出(dwg、dxf、pdf形式)】

○緑地、造成法面の場合(検査済証交付2年後)……………緑化公園課

1 確定測量図(所在地を塗色すること。)

2 雨水排水平面図

3 関係施設構造図 【電磁的記録により提出(dwg、dxf、pdf形式)】

4 緑地の台帳 【電磁的記録により提出(dwg、dxf、pdf形式)】

○集会所の場合(別途協議した時期)……………総務課

1 建築設計図

○下水道施設の場合(検査済証交付まで又は汚水処理施設の移管時)……………下水道課

1 汚水排水竣工平面図【公設汚水桝の位置を合わせて明示すること。】

＜図面及び電磁的記録により提出(dwg、dxf形式) 縮尺1/500＞

2 汚水排水竣工縦断図

＜図面及び電磁的記録により提出(dwg、dxf形式) 縮尺縦 1/100 横

1/1,000＞

3 関係施設構造図

4 下水道施設台帳【別途指示の様式による】

○防火水槽の場合(検査済証交付まで)……………予防警防課

1 防火水槽用地竣工平面図【防火水槽の配置も合わせて明示すること。】

＜縮尺1/100以上＞

2 防火水槽構造図

＜縮尺1/50以上

＞

3 施工調書【施工業者名及び工事費を記載したもの】

注：申請書は2部(正・副)提出すること。ただし、特別指示がある場合以外は、副

本には共通事項のみの添付でよい。なお、副本は施設等移管検査結果通知書(別記

様

式

第

1

5

号

)

を

添

え